

令和 7 年 1 月

令和 7 年第 4 回

西はりま消防組合議会臨時会会議録

自 令和 7 年 1 月 22 日

至 令和 7 年 1 月 22 日

令和 7 年第 4 回西はりま消防組合議会臨時会議事日程

令和 7 年 1 月 22 日（月）午後 2 時 45 分開会

1 開会挨拶（議長・管理者）

2 開会宣言

3 開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

（5 番 片山 尚徳 議員、8 番 森田 哲夫 議員）

日程第 2 会期の決定（令和 7 年 1 月 22 日（月）の 1 日）

日程第 3 議案第 9 号 西はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例制定について

日程第 4 議案第 10 号 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条
例制定について

日程第 5 議案第 11 号 令和 7 年度西はりま消防組合一般会計補正予算
(第 1 号)

4 閉会宣言

5 閉会挨拶（議長・管理者）

会議に出席した議員

1 番 池 田 熱	2 番 中 野 有 彦
3 番 角 田 勝	4 番 楠 明 廣
5 番 片 山 尚 徳	6 番 浅 田 雅 昭
7 番 堀 卓 史	8 番 森 田 哲 夫
9 番 廣 利 一 志	10 番 千 種 和 英

会議に欠席した議員

なし

議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

主幹 潮海 朋和	副主幹 長井 英章
係長 土居 城介	

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者(たつの市長)	山本 実	副管理者(相生市長)	谷口 芳紀
副管理者(宍粟市長)	福元 晶三	副管理者(太子町長)	沖汐 守彦
副管理者(佐用町長)	江見 秀樹	消 防 長	中川 裕文
次 長	岡内 哲也	相 生 消 防 署 長	木村 雅司
たつの消防署長	内海 貞二	宍粟消防署長	宮内 弘喜
太子消防署長	置村 哲也	佐 用 消 防 署 長	丸田 弘造
消防本部総務課長	本間 篤	消防本部予防課長	渡辺 信哉
消防本部情報指令室長	小林 大作		

開会挨拶

議長挨拶

○議長（角田勝議員）

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

年の瀬も押し迫り、朝夕がひときわ冷え込み、本格的な冬を感じる季節となりました。

議員各位には、公ともご多忙中、ご健勝にてご参集賜り、本日ここに、令和7年第4回西はりま消防組合議会臨時会が開会の運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第でございます。

今期臨時会には、既にお手元に配布しておりますとおり、条例改正の議案が2件、補正予算が1件提出されております。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議により適切妥当なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（角田勝議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに令和7年第4回西はりま消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、平素は、管内の防火・防災に格別のご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。さて、今期臨時会でご審議いただきます案件は、既にお手元にお届けいたしておりますとおり、条例改正が2件、補正予算が1件でございます。何とぞ慎重なご審議をいただきまして、満場一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

開会宣言

○議長（角田勝議員）

ただ今より、令和7年第4回西はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

開議宣言

○議長（角田勝議員）

これより、本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査等の結果報告1件、及び同法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定による説明のための出席を求めた者の職・氏名について、消防本部総務課長より報告させます。

○消防本部総務課長（本間篤）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（本間篤）

ご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります、定数10名に対し、出席議員は10名であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため、本臨時会に出席を求める者の職・氏名についてでありますが、お手元に配布いたしております名簿のとおりでございますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（角田勝議員）

以上で報告を終わります。

～日程第1　会議録署名議員の氏名～

○議長（角田勝議員）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第69条の規定により、議長において、5番、片山尚徳議員、8番、森田哲夫議員を指名いたします。

両議員よろしくお願ひいたします。

～日程第2　会期の決定～

○議長（角田勝議員）

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

～日程第 3 議案第 9 号～

○議長（角田勝議員）

次に、日程第 3、議案第 9 号「西はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

ただいま議題となりました議案第 9 号「西はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定」につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、今国会臨時会において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、当該改正法律に準拠した内容に改めるための所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、第1条は、「西はりま消防組合職員の給与に関する条例」の一部を改正するもので、第12条の改正は、通勤手当の距離区分に応じ、支給額の改定を行い、第23条及び第26条の改正は、令和7年12月の期末及び勤勉手当について、職員及び定年前再任用短時間勤務職員の支給率を「100分の5」、引き上げることを、別表の改正は、民間給与との差を踏まえ、職員の号給を増額改定するものでございます。

次に、第2条は、第1条と同じく「西はりま消防組合職員の給与に関する条例」の一部を改正するもので、第12条の改正は、通勤手当の新たな距離区分の新設を行い、第23条及び第26条の改正は、令和8年度以降の期末及び勤勉手当の支給率を6月期と12月期で均等な配分とするよう、それぞれ規定するものでございます。

次に、第3条は、「西はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するもので、第13条及び第13条の2の改正は、フルタイム会計年度任用職員の令和7年12月の期末及び勤勉手当の支給率を「100分の5」引き上げ、別表の改正にて、給料表を一般職員の改正に併せて改正するよう、それぞれ規定するものでございます。

次に、第4条は、第3条と同じく「西はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するもので、第13条及び第13条の2の改正は、フルタイム会計年度任用職員に係る令和8年度以降の期末及び勤勉手当の支給率を6月期と12月期で均等な配分とするよう、それぞれ規定するものでございます。次に、附則でございますが、第1条は施行期日及び適用日を、第2条は給与に係る経過措置を、第3条は規則への委任を、それぞれ規定するものでございます。

以上で、議案第9号「西はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正

する条例制定」についての説明を終わらせていただきますが、何とぞ、慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第9号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第10号～

○議長（角田勝議員）

次に、日程第4、議案第10号「西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

ただいま議題となりました議案第10号「西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。提案の理由でございますが、令和7年2月26日に発生しました大船渡市林野火災を受けて開催された「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、目次の改正は、新たに第29条の8及び29条の9を追加することに伴い第3章の3林野火災の予防を追加するものでございます。

第29条の改正は、火災に関する警報は消防法第22条第3項に規定するものであることを明確化するもので、同条第7号については、規定を削除するものでございます。

新たに追加する、第28条の8及び第29条の9の改正は、第28条の8第1項

として、林野火災に関する注意報の発令について、第2項として、林野火災に関する注意報が発せられたときの火の使用制限の努力義務について、第3項として、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることをそれぞれ規定するものでございます。

また、第29条の9として、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることを規定するものでございます。

第42条の3の改正は、第45条に第2項が追加されたことにより、所要の規定の整理を行うものでございます。

第45条の改正は、第1項第1号について、「行為」を「行為（たき火を含む）」に改め、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する恐れのある行為に、たき火が含まれることを明確化し、第2項について、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届け出の対象となる期間及び区域を指定することができることを規定するものでございます。

最後に附則として、この条例の施行日について令和8年1月1日といたしております。

以上で、議案第10号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

このままの状態で暫時休憩します。

（休憩 午後2時5分）

（再開 午後2時5分）

○議長（角田勝議員）

それでは、再開します。

○消防長（中川裕文）

議長。説明の訂正の許可をお願いします。

○議長（角田勝議員）

ただいま、消防長より説明の訂正を求められておりますので、これを許します。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

途中から読み上げさせていただきます。「新たに追加する第29条の8及び第29条の9の改正は、第29条の8第1項として、林野火災に関する注意報の発令について、第2項として、林野火災に関する注意報が発せられたときの火の使用制限の努力義務について、第3項として、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができるなどをそれぞれ規定するものでございます。」の、29条の8を28条の8と読み間違えて申し上げました。申し訳ございませんでした。

○議長（角田勝議員）

ただ今の消防長の訂正を了解いただけますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

それでは、上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第10号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第11号～

○議長（角田勝議員）

次に、日程第5、議案第11号「令和7年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（中川裕文）

議長。

○議長（角田勝議員）

消防長。

○消防長（中川裕文）

それでは、ただいま議題となりました議案第11号「令和7年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由及びその内容について、ご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、第1条において、歳入予算のうち、前年度繰越金の繰り入れにより繰越金を増額、あわせて、構成市町に係る分担金及び負担金、諸収入を減額するものです。歳出予算については、人事院勧告に基づく給与条例等の改正及び職員人件費の精査を行うことで減額するものです。

次に、補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に3千799万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8千779万8千円といたします。

次に、第2条において、債務負担行為について、10ページをお開き願います。高機能消防指令センター整備事業について、令和9年度までの期間において、6億6千万円を限度額として定めるものです。

以上で、議案第11号「令和7年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）」についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに、討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（角田勝議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに、表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第11号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（角田勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（角田勝議員）

以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

閉会宣言

○議長（角田勝議員）

これをもって、令和7年第4回西はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

閉会挨拶

○議長（角田勝議員）

閉会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に付議された案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により、滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この時期になると空気が乾燥する一方で、暖房器具などの火気を使用する機会が増えることから、火災の発生が増加する恐れがあります。

理事者におかれましては、今後も引き続き住民の安全・安心のための対策を構成市町と一体となって御尽力賜りますようお願い申し上げます。

終わりに臨み、年の瀬を迎え、一層寒さが厳しくなってまいりますが、議員各位並びに理事者におかれましては、くれぐれも健康に留意され、健やかな新年をお迎えになられますとともに、本組合の発展と議会活動の充実のため、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきます。

○管理者（山本実市長）

議長。

○議長（角田勝議員）

管理者。

管理者挨拶

○管理者（山本実市長）

令和7年第4回西はりま消防組合議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今期臨時会は、提案いたしました全ての議案につきまして、原案のとおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

当組合といたしましては、今後も引き続き、組合消防の運営に係る施策を的確に推進し、住民の皆様の安全・安心に対する期待に十分に応えられる消防・防災体制の確立に向け、組織一丸となって取り組んでまいる所存でございます。組合議員の皆様には、引き続き、一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

終わりに臨み、いよいよ年の瀬も押し迫ってまいりましたが、角田議長をはじめ、議員各位におかれましては、今後も十分にご健康にご留意いただき、ご家族おそろいで輝かしい新春をお迎えいただきますよう御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（角田勝議員）

皆様、お疲れさまでした。

(午後3時00分閉会)

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和7年12月22日

西はりま消防組合議会議長 角田 勝

会 議 錄 署 名 議 員 片山 尚徳

会 議 錄 署 名 議 員 森田 哲夫